☑　介護保険料の還付

に係る

□　介護保険給付の受領

相　続　人　届

令和　　年　　月　　日

 宇 治 市 長 　あて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表相続人 | 住　　所 | 〒　　　　　ー |
|  |
| フリガナ |  |
| 氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 電話番号 |  　　 ―　　　　　　　　―　 |

　私は、被相続人　　　　　　　　　の（続柄）　　　　であり、

民法第８９８条（共同相続）に基づき、共有する相続財産を受け取る相続人の一人として手続きすることを了承します。

(共同相続の効力)

第八百九十八条　相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

(平一六法一四七・一部改正)

※この届は、手続きの代表者を定めるものであり、権利を確定するものでは　ありません。

　※上部の「介護保険給付の受領」にチェックを入れた方は、裏面口座振込依頼欄に口座情報を記入してください。

市記入欄

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付印 | 受付者 | 決裁 | 被保険者番号 | 死亡年月日 |
|  | 保給 | 課長 | 係長 | 担当 |  |  |
| 徴収方法 | 入力日 |
| 特徴　・　普徴 | 送付先 | 口座 | 保険料係コピー |

（注意）

* 下記の口座は、介護保険給付の受領用です。（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等）

介護保険料の還付に係る口座振込依頼書は別途送付いたします。

* 相続人口座への振込は原則として、翌月以降の支給からとなります。ただし、被相続人の口座が振込時に廃止されている等で振込不能が生じた場合は相続人口座へ振込みますので、被相続人と相続人の両方の口座について、ご確認ください。

* ご不明な点がございましたら、宇治市介護保険課給付係までお問合せください。

口座振込依頼欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  銀行・信金信組・農協 | 　　　　 本店　 　支店 　 出張所 | 種目 | 口　座　番　号 |
| １ 普通預金２ 当座預金３ (　　　) |  |  |  |  |  |  |  |
| 金融機関コード | 店舗コード |
|  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |   |
| 口座名義人 | 　　　　 |

市チェック欄

□高額

□償還